

平成 3 0 年 度

鹿 嶋 市 予 算 書



目 次

○ 平成30年度鹿嶋市一般会計予算	1
第1表 歳入歳出予算	2
第2表 債務負担行為	8
第3表 地方債	9
○ 平成30年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算	11
第1表 歳入歳出予算	12
○ 平成30年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算	17
第1表 歳入歳出予算	18
○ 平成30年度鹿嶋市介護保険特別会計予算	19
第1表 歳入歳出予算	20
○ 平成30年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算	25
第1表 歳入歳出予算	26

○ 平成30年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算	29
第1表 歳入歳出予算	30
○ 平成30年度鹿嶋市墓地特別会計予算	31
第1表 歳入歳出予算	32
○ 平成30年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算	33
第1表 歳入歳出予算	34
○ 平成30年度鹿嶋市下水道事業会計予算	35
○ 平成30年度鹿嶋市水道事業会計予算	39
○ 平成30年度鹿嶋市大野区域水道事業会計予算	43

平成 3 0 年 度

鹿 嶋 市 一 般 会 計 予 算



## 議案第1号

### 平成30年度鹿嶋市一般会計予算

平成30年度鹿嶋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,387,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額										
1市	税	10,924,926										
	1市	民	税	4,309,403								
	2固	定	資	産	税	5,692,112						
	3軽	自	動	車	税	166,915						
	4市	た	ば	こ	税	756,496						
2地	方	譲	与	税	307,000							
				1地	方	揮	発	油	譲	与	税	74,000
				2自	動	車	重	量	譲	与	税	180,000
				3特	別	と	ん	譲	与	税	53,000	
3利	子	割	交	付	金	11,000						
					1利	子	割	交	付	金	11,000	
4配	当	割	交	付	金	35,000						
					1配	当	割	交	付	金	35,000	
5株	式	等	譲	渡	所	得	割	交	付	金	30,000	
										1株	式	等
6地	方	消	費	税	交	付	金	1,190,000				
							1地	方	消	費	税	交
7ゴ	ル	フ	場	利	用	税	交	付	金	18,000		
									1ゴ	ル	フ	場
8自	動	車	取	得	税	交	付	金	45,000			
								1自	動	車	取	得
9地	方	特	例	交	付	金	40,000					

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方特例交付金	40,000
10 地方交付税		1,354,739
	1 地方交付税	1,354,739
11 交通安全対策特別交付金		7,185
	1 交通安全対策特別交付金	7,185
12 分担金及び負担金		315,724
	1 負担金	315,724
13 使用料及び手数料		210,315
	1 使用料	143,093
	2 手数料	67,222
14 国庫支出金		3,445,004
	1 国庫負担金	2,916,103
	2 国庫補助金	512,067
	3 委託金	16,834
15 県支出金		1,603,538
	1 県負担金	1,025,130
	2 県補助金	443,797
	3 委託金	134,611
16 財産収入		16,012
	1 財産運用収入	9,243
	2 財産売却収入	6,769
17 寄附金		241,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 寄 附 金	241,000
18 繰 入 金		1,238,217
	1 特 別 会 計 繰 入 金	101
	2 基 金 繰 入 金	1,238,116
19 繰 越 金		150,000
	1 繰 越 金	150,000
20 諸 収 入		734,640
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	45,000
	2 市 預 金 利 子	33
	3 貸 付 金 元 利 収 入	43,813
	4 受 託 事 業 収 入	726
	5 雑 入	645,068
21 市 債		1,469,700
	1 市 債	1,469,700
歳 入 合 計		23,387,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		217,436
	1 議会費	217,436
2 総務費		2,663,023
	1 総務管理費	2,018,934
	2 徴税費	380,500
	3 戸籍住民基本台帳費	125,660
	4 選挙費	52,919
	5 統計調査費	82,769
	6 監査委員費	2,241
3 民生費		9,231,810
	1 社会福祉費	3,835,921
	2 児童福祉費	4,181,102
	3 生活保護費	1,214,787
4 衛生費		2,051,950
	1 保健衛生費	803,722
	2 清掃費	1,248,228
5 労働費		1,433
	1 労働諸費	1,433
6 農林水産業費		361,388
	1 農業費	349,219
	2 林業費	3,187
	3 水産業費	8,982

(単位：千円)

款	項	金額
7 商 工 費		221,874
	1 商 工 費	221,874
8 土 木 費		2,163,028
	1 土 木 管 理 費	49,267
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,087,410
	3 都 市 計 画 費	440,275
	4 下 水 道 費	454,157
	5 住 宅 費	131,919
9 消 防 費		992,959
	1 消 防 費	992,959
10 教 育 費		3,549,792
	1 教 育 総 務 費	452,995
	2 小 学 校 費	817,699
	3 中 学 校 費	237,894
	4 幼 稚 園 費	191,717
	5 社 会 教 育 費	655,955
	6 保 健 体 育 費	1,193,532
11 災 害 復 旧 費		4,000
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,000
12 公 債 費		1,766,929
	1 公 債 費	1,766,929
13 諸 支 出 金		111,378

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基金費	111,378
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	23,387,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ホームページリニューアル委託料	平成31年度から 平成32年度まで	7,902
土地評価システム業務委託料	平成31年度から 平成32年度まで	10,131
ごみ処理施設管理委託料	平成31年度から 平成33年度まで	785,323
資源化施設管理委託料	平成31年度から 平成33年度まで	162,855
し尿処理施設管理委託料	平成31年度から 平成33年度まで	105,280
スポーツ施設管理委託料 (平成30年度)	平成31年度から 平成32年度まで	20,818

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市庁舎等整備事業	61,000	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公共 団体との共同発 行を含む)	4.0%以内  ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には、 その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えするこ とができる。
防災施設整備事業	2,900			
災害援護資金貸付事業	5,900			
保育園施設整備事業	13,800			
ごみ処理施設大規模改修事業	81,300			
農業農村整備事業	18,000			
道路整備事業	246,100			
道路整備事業（社会資本整備総合交付金）	47,000			
平成25年度市場公募債借換債（排水整備事業等）	56,000			
区画道路整備事業	98,900			
公営住宅建設事業	25,000			
消防施設整備事業	1,900			
中学校大規模改造事業	16,500			
中学校施設整備事業	11,200			
小学校大規模改造事業	227,100			
教職員住宅解体撤去事業	2,500			
社会教育施設等整備事業	5,800			
学校給食センター整備事業	52,400			
高松緑地多目的球技場整備事業	30,500			
カシマスポーツセンター大規模改造事業	11,000			
高松緑地体育館解体撤去事業	174,900			
臨時財政対策債	280,000			
計	1,469,700			



平成 3 0 年 度

鹿 嶋 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算



## 議案第2号

### 平成30年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算

平成30年度鹿嶋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,725,962千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,717,075
	1 国民健康保険税	1,717,075
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		500
	1 手数料	500
4 国庫支出金		11,404
	1 国庫負担金	8,509
	2 国庫補助金	2,895
5 県支出金		6,268,715
	1 県負担金	6,268,715
6 財産収入		305
	1 財産運用収入	305
7 繰入金		637,734
	1 他会計繰入金	412,398
	2 基金繰入金	225,336
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		90,226
	1 延滞金，加算金及び過料	70,503
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1

(単位：千円)

款	項	金額
	4 雑 入	19,721
* 療 養 給 付 費 等 交 付 金		
	* 療 養 給 付 費 等 交 付 金	
* 前 期 高 齢 者 交 付 金		
	* 前 期 高 齢 者 交 付 金	
* 共 同 事 業 交 付 金		
	* 共 同 事 業 交 付 金	
歳 入	合 計	8,725,962

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		44,950
	1 総務管理費	30,957
	2 徴税費	13,675
	3 運営協議会費	318
2 保険給付費		6,208,752
	1 療養諸費	5,332,810
	2 高額療養諸費	834,642
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	33,600
	5 葬祭諸費	7,500
3 国民健康保険事業費納付金		2,391,621
	1 医療給付費分	1,698,334
	2 後期高齢者支援金等分	494,274
	3 介護納付金分	199,013
4 共同事業拠出金		3
	1 共同事業拠出金	3
5 保健事業費		61,458
	1 特定健康診査等事業費	52,838
	2 保健事業費	8,620
6 積立金		305
	1 基金積立金	305
7 諸支出金		8,873

(単位：千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	8,873
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
* 後期高齢者支援金等		
	* 後期高齢者支援金等	
* 前期高齢者納付金等		
	* 前期高齢者納付金等	
* 老人保健拠出金		
	* 老人保健拠出金	
* 介護納付金		
	* 介護納付金	
歳出	合計	8,725,962



平成 3 0 年 度

鹿 嶋 市 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算



議案第3号

平成30年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ641,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		506,902
	1 後期高齢者医療保険料	506,902
2 使用料及び手数料		40
	1 手数料	40
3 繰入金		131,976
	1 一般会計繰入金	131,976
4 繰越金		500
	1 繰越金	500
5 諸収入		1,900
	1 延滞金, 加算金及び過料	300
	2 償還金及び還付加算金	1,600
歳入	合計	641,318

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療広域連合納付金		639,678
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	639,678
2 諸支出金		1,640
	1 償還金及び還付加算金	1,600
	2 繰出金	40
歳出	合計	641,318

平成 3 0 年 度

鹿 嶋 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算



## 議案第4号

### 平成30年度鹿嶋市介護保険特別会計予算

平成30年度鹿嶋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,127,833千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		1,189,616
	1 介 護 保 險 料	1,189,616
2 使 用 料 及 び 手 数 料		36
	1 手 数 料	36
3 国 庫 支 出 金		786,906
	1 国 庫 負 担 金	651,155
	2 国 庫 補 助 金	135,751
4 支 払 基 金 交 付 金		1,028,121
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,028,121
5 県 支 出 金		574,456
	1 県 負 担 金	543,151
	2 県 補 助 金	31,305
6 財 産 収 入		165
	1 財 産 運 用 収 入	165
7 繰 入 金		548,325
	1 一 般 会 計 繰 入 金	548,324
	2 基 金 繰 入 金	1
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		207
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	202
	2 預 金 利 子	1

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	4,127,833

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		47,504
	1 総務管理費	6,312
	2 徴収費	4,854
	3 介護認定審査会費	35,322
	4 趣旨普及費	1,016
2 保険給付費		3,694,584
	1 介護サービス等諸費	3,281,544
	2 介護予防サービス等諸費	122,208
	3 その他諸費	3,204
	4 高額介護サービス等費	76,476
	5 高額医療合算介護サービス等費	11,040
	6 特別給付費	19,800
	7 特定入所者介護サービス等費	180,312
3 地域支援事業費		208,313
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	133,072
	2 包括的支援事業・任意事業費	75,241
4 積立金		173,470
	1 基金積立金	173,470
5 諸支出金		962
	1 償還金及び還付加算金	961
	2 繰出金	1
6 予備費		3,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	4,127,833



平成 3 0 年 度

鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部  
土地区画整理事業特別会計予算



議案第5号

平成30年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算

平成30年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118,291千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		88,030
	1 負担金	88,030
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 財産収入		257
	1 財産運用収入	257
4 繰入金		30,000
	1 他会計繰入金	30,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入	合計	118,291

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 都 市 計 画 費		116,866
	1 土 地 区 画 整 理 費	116,866
2 公 債 費		167
	1 公 債 費	167
3 諸 支 出 金		258
	1 基 金 費	258
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		118,291



平成 3 0 年 度

鹿 嶋 市 農 業 集 落 排 水 特 別 会 計 予 算



議案第6号

平成30年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算

平成30年度鹿嶋市農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,724千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		11
	1 負担金	11
2 使用料及び手数料		19,069
	1 使用料	19,069
3 県支出金		2,100
	1 県補助金	2,100
4 繰入金		38,523
	1 他会計繰入金	38,523
5 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
6 諸収入		21
	1 雑収入	21
歳入合計		69,724

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水費		34,375
	1 総務管理費	34,375
2 公債費		34,349
	1 公債費	34,349
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		69,724

平成 3 0 年 度

鹿 嶋 市 墓 地 特 別 会 計 予 算



議案第7号

平成30年度鹿嶋市墓地特別会計予算

平成30年度鹿嶋市墓地特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,919
	1 使用料	8,917
	2 手数料	2
2 繰入金		3,000
	1 繰入金	3,000
* 繰入金		
	* 他会計繰入金	
歳入合計		11,919

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 墓園費		5,566
	1 墓園費	5,566
2 公債費		6,153
	1 公債費	6,153
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		11,919

平成 3 0 年 度

鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算



議案第8号

平成30年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

平成30年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ265,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰替入金		265,000
	1 繰替入金	265,000
歳入合計		265,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 集合理支費		265,000
	1 集合理支費	265,000
歳出合計		265,000

平成30年度

鹿嶋市下水道事業会計予算



議案第9号

平成30年度鹿嶋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度鹿嶋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)水洗化戸数	14,500戸
(2)年間総処理水量	3,980,000 m <sup>3</sup>
(3)一日平均処理水量	10,904 m <sup>3</sup>
(4)主要な建設改良事業	
下水道建設費(社総交)	22,000千円
下水道建設費(防災・安全)	441,000千円
下水道建設費(単独)	153,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 下水道事業収益	1,494,487千円
第1項 営業収益	1,020,621千円
第2項 営業外収益	473,866千円
支出 第1款 下水道事業費用	1,486,272千円
第1項 営業費用	1,312,057千円
第2項 営業外費用	156,139千円
第3項 特別損失	13,076千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額434,215千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金にて補てんする。)

収入	第1款	資本的収入	740,275千円
	第1項	企業債	470,200千円
	第2項	国庫補助金	252,700千円
	第3項	負担金及び分担金	17,375千円
支出	第1款	資本的支出	1,174,490千円
	第1項	建設改良費	636,199千円
	第2項	固定資産購入費	50,000千円
	第3項	企業債償還金	488,291千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ108,290千円及び72,952千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水汚泥処分委託	平成31年度から平成32年度まで	104,490

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	370,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
下水道資本費平準化債	100,000			
計	470,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の借入れの最高限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

53,924千円

(2) 賞与等引当金繰入額

4,401千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、315,215千円である。

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一



平成 3 0 年 度

鹿 嶋 市 水 道 事 業 会 計 予 算



議案第10号

平成30年度鹿嶋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度鹿嶋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	16,400 戸
(2)年間総給水量	5,068,390 m <sup>3</sup>
(3)一日平均給水量	13,886 m <sup>3</sup>
(4)主要な建設改良工事	配水施設工事 188,115 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 事業収益	1,429,933 千円
第1項 営業収益	1,403,471 千円
第2項 営業外収益	26,462 千円
支出 第1款 事業費用	1,405,532 千円
第1項 営業費用	1,322,571 千円
第2項 営業外費用	77,961 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額202,747千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補てんする。）。

収入	第1款	資本的収入	114,357千円
	第1項	企業債	80,000千円
	第2項	出資金	5,000千円
	第3項	補助金	19,833千円
	第4項	負担金	9,524千円
支出	第1款	資本的支出	317,104千円
	第1項	建設改良費	193,148千円
	第2項	企業債償還金	121,912千円
	第3項	国庫補助返還金	2,044千円

## (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	配水施設整備事業及び老朽管更新事業
限度額	80,000千円
起債の方法	普通貸借
利率	4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率
償還の方法	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の借入れの最高限度額は、100,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	47,209 千円
(2) 交際費	100 千円
(3) 賞与等引当金繰入額	3,823 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9,172千円と定める。

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一



平成 3 0 年 度

鹿 嶋 市 大 野 区 域 水 道 事 業 会 計 予 算



議案第11号

平成30年度鹿嶋市大野区域水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度鹿嶋市大野区域水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	4,000戸
(2)年間総給水量	678,170 m <sup>3</sup>
(3)一日平均給水量	1,858 m <sup>3</sup>
(4)主要な建設改良工事	配水施設工事 108,462千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 事業収益	328,545千円
第1項 営業収益	193,746千円
第2項 営業外収益	134,799千円
支出 第1款 事業費	358,809千円
第1項 営業費用	318,903千円
第2項 営業外費用	38,906千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,028千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補てんする。）。

収入	第1款	資本的収入	143,024千円
	第1項	企業債	70,000千円
	第2項	出資金	35,000千円
	第3項	補助金	35,000千円
	第4項	負担金	3,024千円
支出	第1款	資本的支出	219,052千円
	第1項	建設改良費	109,786千円
	第2項	企業債償還金	109,266千円

## (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	配水施設整備事業
限度額	70,000千円
起債の方法	普通貸借
利率	4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率
償還の方法	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の借入れの最高限度額は、100,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	5,003 千円
(2) 交際費	50 千円
(3) 賞与等引当金繰入額	365 千円

(他会計からの補助金)

第9条 大野区域水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、81,778千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,334千円と定める。

平成30年2月16日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

